

平成 30 年 10 月排出ルール変更後の回収状況について

1 資源物（缶・びん）の回収方法の変更

◆変更点

- ・缶とびんを分けて別袋で回収

◆変更後の回収状況

・缶とびんが同じ袋に入っていると、収集の際に割れたびんが缶に入り込むなど、リサイクルされずに「燃やせないごみ」となってしまうケースがありますが、別袋で回収することにより、割れたびんが缶の中に混入するケースを未然に防ぎ、リサイクルの推進につながりました。

【参考】（平成 30 年 4 月～31 年 2 月の資源化率）

	30 年 4 月～30 年 9 月	30 年 10 月～31 年 2 月
資源物搬入量	1,293.7 t	1,018.24 t
資源物出荷量	789.51 t	704.46 t
資源化率	61.0%	69.2%

2 有害ごみの回収方法の変更

（スプレー缶・卓上カセットボンベ・ライター・電池など）

◆変更点

- ・有害ごみの回収を月 1 回の「燃やせないごみの日」から、週 2 回の「燃やせるごみの日」に変更
- ・電池は別袋で回収

◆変更後の回収状況

- ・「燃やせないごみの日」から「燃やせるごみの日」に回収日を変更したことで、収集回数が増え、市民の利便性が向上しました。
- ・「燃やせるごみの日」に回収日を変更した後、収集車両火災はありません。
- ・電池が別袋で排出されているので、分別作業が容易になりました。

3 おむつ類の無料回収

◆変更点

- ・全てのおむつ類の利用者の負担を軽減することを目的に、おむつ類の無料回収を実施
- ・家庭ごみ処理手数料負担軽減制度による有料指定ごみ袋の配付を終了

◆変更後の回収状況

- ・おむつ類の不適正排出などについて、収集業者からの苦情等報告はありません。

4 周知・啓発

平成30年10月1日からの排出ルール変更については、クリーンとまこまいや広報とまこまいなどで周知・啓発を行ってきました。また、町内会や老人クラブ、小中学校において計75回、3,446名の方を対象に出前講座の実施や、市内4か所のコミュニティセンター及び市民活動センターにおいて、家庭ごみ排出ルール変更についての市民説明会を開催し、79名の参加をいただき、市民の理解を深めてまいりました。

さらに、平成31年度のごみ収集カレンダーには、収集日に、有害ごみ、おむつ類のマークを新たに記載し、配付しております。

今後も、市民への周知徹底をさらに進め、ごみ減量とリサイクルの推進を図ります。